

報告書

令和7年9月11日
元 内閣府大臣官房総務課長

中嶋 護

1. はじめに

私は、令和4年6月28日、内閣府大臣官房総務課長に着任し、令和6年7月5日に離任するまで、同職にありました。現在は、内閣府大臣官房審議官（沖縄政策及び沖縄科学技術大学院大学担当）の職にあります。

内閣府大臣官房総務課は、内閣府設置法及び内閣府本府組織令の規定に基づき、「国の儀式に関する事務」を所掌しており、私は、令和4年7月当時、同課課長として、故安倍晋三国葬儀の実施に関する検討に対応していました。

本報告書では、令和4年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の同局とのやり取りに係る経緯について御報告します。

2. 令和4年7月12日～14日の内閣法制局とのやり取りに係る経緯等について

令和4年7月8日に安倍元総理が死去されたことを受け、その葬儀の在り方について政府内で検討が行われる中、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることについて、その内容に法律問題が含まれることから内閣法制局に意見を聴く必要があるとの連絡が、7月12日に内閣官房（内閣総務官室）からあり、同日、内閣官房及び内閣府の両方で内閣法制局を訪問することになったと記憶しています。当初内閣法制局に持ち込んだ文書（本裁判における「甲9文書」）の案段階の文書は内閣官房において作成され、内閣府に共有されたものですが、内閣府として異議のない内容が記載されており、内閣府から特段の修正等の意見は出さなかったと記憶しています。

なお、本件葬儀の在り方への対応は、初期の段階においては内閣府大臣官房総務課内において私及び担当課長補佐（田原太郎課長補佐（当時））以外の者は関与していなかったと記憶しています。そのような中、内閣官房から内閣府に共有された当該文書が私のところにどのようなルートで持ち込まれたか（すなわち、電子メールで送付されたのか、あるいは同課長補佐から紙にプリントアウトされた形で持ち込まれたのか等）については、当時、本件対応を含め、極めて多岐にわたる業務をこなす状況にあったこともあり、記憶が定かではありません。

同日（7月12日）、私は、内閣官房内閣総務官室の西澤能之参事官（当時）、同室の御厩敷寛企画官（当時）及び内閣府大臣官房総務課の田原太郎課長補佐（当時）と共に、4名で内閣法制局第一部を訪れました。内閣法制局の対応者は乗越参事官であり、他に1名の担当者（氏名は記憶していません。）が陪席していたように記憶します。

案段階の文書に基づき、内閣官房及び内閣府の考え方について当方から説明したところ、その場で内閣法制局から具体的な指摘はなく、同局が案件を一旦預かる形になったと記憶しています。この日の訪問の時刻については正確には記憶していませんが、既に外が暗くなった時間帯であり、また、それほど長時間にわたらず比較的あっさりとしたという印象があります。

その後、内閣府が直接内閣法制局とやり取りをすることはなく、内閣官房から、甲9文書とされている令和4年7月14日付けの文書にて内閣法制局の了解が得られたとの連絡がありました。具体的にどのように甲9文書を入手したかについては、上記甲9文書の案段階の文書と同様、記憶が定かではありません。その後、共有された甲9文書をもとに、内閣府幹部（事務次官、大臣官房長）に同文書の内容で内閣法制局の了解が得られた旨、報告したと記憶しています。

なお、7月12日に内閣法制局を訪れた際の案段階の文書と、内閣法制局の了解が得られた14日付けの文書（甲9文書）には、本質的な部分（すなわち、閣議決定を根拠に葬儀を執行することが可能であるとの見解）において異なるところはなかったと認識しており、後者を行政文書として保存し、前者については、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期の保存を要しないと判断される文書」（内閣府本府行政文書管理規則第16条第6項第6号）と位置付けることになったものと認識しています。

なお、組織として行われる文書の管理、保存は、本件に限らず、一義的に各担当（係）においてなされています。私自身が一時的に所持した案段階の文書を私がいつ廃棄したかについては具体的に記憶していませんが、私は、これまでも保存の必要がなくなった紙文書は速やかにシュレッダーにかけるなどして処分しており、案段階の文書についても同様に処理したものと思います。また、日々膨大な量が蓄積されるメールについても、一定期間ごとに消去しています。

令和4年9月に本件に係る情報公開請求を受け、執務室（総務課長室）の紙文書及び念のためパソコンと公用携帯のメールボックスも確認したところ、請求の対象となる文書は存在しませんでした。

（以上）

<参考>

●内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第2項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十二（略）

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四～六十三（略）

●内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十八（略）

二十九 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関して行う儀式に関すること。

三十～四十九（略）

2（略）